

郡山市少年センターの移転について

■ 郡山市少年センターを平成31年4月1日より「清水台地域公民館」へ移転予定

【目的】

誰もが立ち寄りやすい場所に少年センターを移転させ、清水台地域公民館との施設の複合化を図ることにより、地域の商店街や青少年健全育成推進協議会などの関係団体の協力を得て、より多くの市民に対し環境浄化や補導活動への意識付けをし、社会全体で子どもたちを見守るという考えを醸成するとともに、ネット社会で起こる見えにくい被害や、いじめや子どもの虐待など問題が複雑化する中、子どもたちの相談機能の充実も図ることを目的とする。

【メリット】

- (1) 郡山警察署管内の少年の検挙・補導人数は年々減少傾向にあり、補導の実績は上がっているものと考えられ、より多くの市民が利用する複合施設に移転することにより、今後も「**見せる補導**」を行い犯罪を抑止していく。
- (2) 子どもの居場所作り活動を行っている公民館と一緒に少年センターがあることにより、リーダーズクラブ等の中高生など、より多くの方々と接点を作ることができ、補導活動が多くの市民に認識され、地域社会全体で子どもたちを見守って行くとの考えが醸成される。
- (3) 青少年の取り巻く環境は近年著しく変化しており、インターネットや携帯をはじめとする情報・通信技術の発展により、ライン等 SNS での不特定多数との交流による被害、いじめや子どもの虐待などが問題になっており、子どもに関する相談内容が複雑化していることから、少年センターにおいて早急に相談を受け、内容により「こども家庭相談センター」や「総合教育支援センター」などに引継ぐ等の連携を強化するなど、相談機能の充実を図るための業務を行えるよう会議室が備わっている。
- (4) 公民館との複合施設のため、多くの青少年健全育成に携わっている団体との連携を深め、情報の共有を図ることにより、社会全体で見守りを行うこととなり、不審者等への犯罪の抑止力となることが期待される。

〔現在の少年センターの概要〕

所在地	郡山市大町一丁目17番4号
建築年・構造	平成16年・プレハブ2階建て
敷地面積	334.94㎡
建築面積	81.63㎡
延床面積	163.26㎡
事務室兼補導員控室面積	69.8㎡
施設	トイレが男女別洋式
駐車場台数	12台